

昭和46年度在外研修報告

北欧及びイギリスの社会教育
—とくにその公的保障の現状—

藤田秀雄

3. ノルウェー

1 AOFと労働者教育基金

ノルウェーの社会教育活動で重要な役割を果しているのは、労働者教育協会(AOF)と自由大学学生同盟(SUF)だといわれる。まず前者についてのべよう。

ノルウェー労働者教育協会は1932年につくられ、つぎの全国的諸団体がスポンサーになっている。

LO(全国労働組合連合)

38の全国的労働組合

ノルウェー労働党

労働党青年組織

総合大学および教員養成大学学生自治会

少年団

保健・救助団体

キリスト教労働者協会

労働者禁酒協会

鉄労員禁酒協会

盲人協会

農民（小作人）協会

労働者合唱協会

このほかに年金生活者協会も密接な協力をしている。これら団体の代表が、毎年1回 AOF の運営委員と事務局長を選出することになっている。ただし、これら全国組織中、中心になっているのは LO と労働党である。

AOF の性格を、AOF 傘下の学習サークル、夜間クラスの学習内容別ペーセンテージで示すとつぎのとおりである（1967年の場合）。

労働組合活動に関するもの	27.4%
社会問題	10.4%
物価・税金など経済問題	4.8%
一般教養	12.4%
ノルウェー語・外国語	10.0%
文学・映画・演劇	8.5%
音楽	2.1%
家事・趣味・レクリエーション	24.2%

また LO の施設で、AOF の指導しているソルマルカ教育センターをたずねたが、ここは完全な労働組合員、および労組指導者の学校である。もとは国民高等学校であって、全員容泊制であり、3人の専任教師のほか、数多くのパート・タイム講師がいる。教育活動は非常に組織立った内容で体系づけられている。全体で18週間にわたる段階があり、この間に通信教育によって学ぶ部分がさらにつけ加わる。賃金制度問題、経済学、労働法、労働運動史から、労組の指導、バランス・シートの読み方、政治思想史などにおける内容をもち、ここで学習を終了した労働者が各地方の、各工場のリーダーになるのである（初步的段階だけを学ぶ者もいるが）。

ノルウェーの AOF とスエーデンの ABF——労働者教育協会を比較すると、スエーデンの場合の方がはるかに大きな施設をもち、財政はゆたかで、多くの

人を集めている。しかし、ABF の場合は、語学をはじめとする一般教養や趣味の学習にほとんどその活動がさかれていて、余暇善用活動の色彩が強い。A OF の方が、はるかに労働者教育の伝統をひきつぎ、守っているといえる。その一因は両国の労組や革新政党の性格の相違にあると思われる。ノルウェーの一派は、昨年 3 月政権を奪回したが、それでも 150 議席中 74 議席であって、国会には、中間・保守勢力が強い。スエーデンの場合は、1933 年以降一貫して社会民主党が政権をとりつづけており、同党が ABF の重要スポンサーとなっているのである。

さて、このような活動をおこなう AOF の資金は、ノルウェーの労働者教育基金という、興味深い制度によって支出されている。同基金は、

企業が労働者 1 人当たり週約 40 円（1 クローネ）

労働者が " " 約 20 円（0.5 クローネ）

を拠出する。これは全体で年間約 15 億円になり、これをつぎの活動のために三等分するのである。

①企業による生産向上のための教育活動

②生活協同組合の教育活動

③AOF の活動

そして、このほかに、政府が現在約 3 億円余を AOF に補助している。だから AOF の資金がすくないといっても、それはスエーデンとくらべてのことであって、日本とは比較にならない。ノルウェー全人口が 400 万足らずであることを思えばなおさらである。

2 基礎教育と同程度に援助

活動内容においてスエーデンの ABF に相当するのは自由大学学生同盟 (SUF) である。これは 1854 年、オスロー大学学生によってはじめられたので、この名がある。全国に 270 の支部があり、おもに、小学校やギムナジウムの校

舎を使って、成人教育活動がおこなわれている。

オスロー市の場合、一期(年間秋と春の二期開設)約500のサークルをもつ。25人の職員があり、専任教師は3名であるが、約300人のパートタイム講師がいる。中産階級の婦人がおもな参加者で、外国語学習や趣味活動が中心になっている。

興味深かったのは成人にたいする通信教育であった。国民通信学校という成人の通信教育の機関があり、民間組織で、AOF、労組、生活協同組合、漁民団体、スポーツ同盟がここに結びついている。ここでは職業教育をおこなっていることが特色で、ビジネス・クラスでは、通信教育を受けたのち、最終試験に合格すれば、政府からの補助金により、本人に授業料を全額返す仕組みになっている。他の通信教育コースでも合格すると50%を返すのである。

さて、ノルウェー文部省(正確には教会・教育省)に成人教育局ができたのは1965年であり、まだ、社会教育関係の法律もなく、現在審議中である。

しかし、この国では、1960年のモントリオールで開かれたユネスコ主催成人教育会議の結論に従い、65年、議会が成人教育に関し、重要な決定をおこなった。つまり「成人教育は教育制度にとって欠くことのできない部分であり、基礎教育と同程度に援助されなければならない」と同時に「諸団体が、成人教育者としての特恵を与えられなければならない」と表明したのである。こうして、自主的社会教育活動に対し、経済的援助をおこなうことが文部省の基本的役割とされている。

1971年現在、国とコミュンの両者が、民間団体の成人教育活動に援助しており、学習サークル、夜間コースに対し、講師謝礼の50%を払っている。しかし額は一時間につき約600円まであって、少ない。また教材費として、学習者1人に対し、約800円まで払う。ただし、大学と結びつき、大学教師が講師となる場合は、一時間当り約2,700円まで国が補助金を出す。

AOFなどに対しては、宿泊費、運営費、学習活動へ参加したために賃金カ

ットされた時は、この分に対しても補助している。額はすくなくとも補助対象がここまで拡大していることは注目すべきであろう。

補助を受ける条件は、

① 学習サークルの場合 5人以上、夜間コースの場合 7人以上参加していること。

② 一期（年間二期）75時間活動することを基準にしている。

また成人の職業教育については、文部省が約8億円を、自治省、労働省が約10億円を支出している。

（なお、ノルウェーの全人口は約380万人。）

4. デンマーク

1 地域少年クラブ

わが国において、教師の時短問題が、具体的にどう進んでいくかと、学令期の子どもの地域における活動の場を単なる校庭開放や公園づくりの段階をこえて積極的につくっていかなければならることはたしかであろう。その北欧における一例として、コペンハーゲン郊外の地域少年クラブを、わたしの見聞によって紹介しておこう。

それは団地の一画にあり、事務所は、二部屋の小さいものである。しかし、このクラブは、近くに、非常に広い屋外施設をもっている。まず野球場程度の広さの所に、馬、ひつじ、豚、犬、あひるなどが放し飼いになっている。30坪ていどの小屋にはうさぎがいる。これらの動物の世話は、小中学生がめんどうを見る。ただし週一回は獣医がきて、動物の診察をする。

そのとなりの広場には、子どもたちがさまざまな木をもってきて、自分たちでつくった小屋がたくさんある。中にはラップ人の住居をまねてつくったものもある。そこには、ぶらんこもジャングルジムも、すべり台もない。しかし、それは自分たちが動物と遊び、その世話をし、子どもの創造力によって、さま

ざまなものをつくる広場がある。職員は3名しかいない。

この施設の経常費のうち、45%は国（文部省と社会福祉省）から、35%は地方自治体から、20%は地域の親たちから支出されている。建設、運営については、自治体に青年委員会が設けられ、この委員会の決定によっておこなわれてきた。同委員会は、各種団体代表との地方議会代表によって構成されている。

デンマークでは、計画と運営は、地方の関係者の組織（青年委員会）によっておこなわれ、中央政府が、もっと多くの財政支出をすることになっている。このクラブは、その代表的な事例である。そして、この制度は余暇教育法によって定められている。

2 余暇教育法

デンマークでは、1968年に余暇教育法（正確には「余暇教育等に関する法律」）がつくられた（なお同法の発効は69年）。この法律は、現在北欧諸国ですすめられている社会教育の改革にともなう法制定の際の、ひとつのモデルになっているものであり、いわゆる生涯教育の見地からすすめられる新たな社会教育体制のひとつの国際的なサンプルでもあるので、紹介したいと考える。

まず同法の基本的な考え方をP・ヒルメンストラップ氏の論文（“Convergence” Vol. 2, No. 4）によってのべよう。同法はデンマークの成人教育の歴史に対する批判的検討から出たものである。1814年教育法にあらわれた夜間クラスや国民高等学校のねらいが啓発（Enlightment）におかれ、感情を重んずるかたむきがあって、知的でアカデミックなものを排する傾向があった。これでは今日の社会的变化に即応できない。同法の特徴の第一は、より柔軟性をもち、形式的でない制度をつくることである。旧法には学習科目の一覧表がかかげられてあったが、新法ではこれを廃止し、基準は適切な教育がおこなわれているということと、一定の参加者がいるということだけである。第二は、科学教育を重視していることであり、第三は、ある種の資格を目的とするコースや

職業教育、従来の成人教育もふくむものである。だから余暇教育の領域はわが国の社会教育の概念に非常に近いということができる。以下同法の内容の大要をのべる。

第一章 青年学校

- ① 14~18歳歳を対象とするが、14歳未満、19歳以上でも受講できる。
- ② 普通青年学校課程、試験準備課程、職業基本訓練課程、心身障害者のための特別教育課程を設ける。普通青年学校課程の科目は参加者の問題意識を汲み入れてきめる。
- ③ 公立の青年学校をつくり昼間か夜間、もしくは昼夜にわたって活動をおこなう。
- ④ 青年学校の要件は、(a)資格をもつリーダーのいること、(b)所期の教育を確実に与えること、(c)資格のある教師のいること、(d)必要な設備をそなえたところで実施すること、(e)授業料が無償であること、(f)教材も無償であること、(g)交通費も補償。
- ⑤ 自治体は青年学校教育をおこなう責任をもち、費用を支出する。計画はカウンティの青年委員会と協議して決定する。
- ⑥ 自治体内の14~18歳の青年すべてに受講招請をおこなう。
- ⑦ 最低10名、特殊教育課程では最低2名の受講者があれば開講する。
- ⑧ 各種組織の一一致した申し出により職業基本訓練への参加を青年に要求できるが、雇用主体は必要な休日を与え、賃金カットした場合は、国が補償する。
- ⑨ 適切な施設の提供は自治体の責任とする。
- ⑩ リーダー、教師の給与は国民学校の給与表による。
- ⑪ 教師の給与の3分の2（コペンハーゲンでは9分の4）を国と教育基金が負担する。リーダーの給与等の3分の2は国が補助する。
- ⑫ 宿寮制青年学校を自治体が連合して設置できる。この場合の国家助成金

(70)

は、

- (イ) 生徒数30名以下の時は16万円、50名以下の時は12万円、51名以上の時は8万円の基本助成金
- (ロ) 施設・設備費の3.5%
- (ハ) 貸借施設に対してはその金額の50%
- (ニ) 教材費の50%
- (ホ) 教員給与の85%
- (ヘ) 生徒宿泊費の75%とする。

第二章 青少年の余暇活動

- ① 在学している青少年はグループ（同好会）をつくるが、その要件は、(イ)資格のあるリーダー、教師のいること、(ロ)18歳未満のすべての青少年に開放されること、(ハ)活動はすべて無償で適切な施設（屋内・屋外）でおこなうこと。
- ② 14歳～18歳の青年は青年クラブをつくり、多数決で委員を設け、活動計画、予算を提出する。
- ③ 青少年の同好会の認定は前記青年委員会の指図にしたがい自治体委員会がおこなう。青年クラブでの認可はカウンティの青年委員会がおこなう。
- ④ 自治体は前記二種の活動と25歳以下の青年の活動のために適切な屋内・屋外施設を指定せねばならない。
- ⑤ 公立学校は、照明・暖房等の施設・教材・職員をふくめて、無償で利用に供さねばならない。
- ⑥ 青少年同好会の付き添い教師、青年クラブのリーダーおよび助手のサラリーハ児童青年福祉法の報酬に準ずる。
- ⑦ 青少年同好会に対しては報酬の3分の2を国が助成する。
- ⑧ 青年クラブに対しては、運営費の45%を国が、35%以上を自治体が助成する

- ⑨ 国は私立の施設に要する費用の50%を負担する。

第三章 成人の余暇活動

- ① 夜学校は入会金以外無償とする。夜学校は、資格あるリーダー、教師があり、18%以上の成人に開放され、計画に従い、最低20人以上が活動をし、最低10名以上の受講希望者がいなければならない。
- ② 右と同条件の夜間高等学校をつくる。これは人文・社会・自然科学の普通高校教育をおこなう。これも無償。
- ③ 同条件の学習サークルは自主的に人文・社会・自然科学を学ぶもので、1サークルは16名を超えることができない（最低は8名）。これも無償。
- ④ 人文・社会・自然科学に関する4回以上の講演による連続講演を設ける。これは参加者20名以上で、参助費を払う。
- ⑤ 各種国家試験に合格するための準備課程を設ける。10名の希望者あれば開設する。無償である。
- ⑥ 心身障害者のための特殊教育のコースをつくる。2名の希望者あれば開講する。無償である。
- ⑦ 地方の労働市場に関連する組織と協議の上、無償の職業コースを設ける。最低参加者が10名。
- ⑧ 最低10名、20時間以上活動する成人同好会をつくる。
- ⑨ 右のうち夜学校、夜間高等学校、学習サークル、連続講演、成人同好会に関しては、青年委員会の意見により自治体が認定する。他の活動は州青年委員会が認定する。
- ⑩ 自治体は以上の活動のための施設を指定し、学校を無償で開放しなければならない。

国家及び学校基金は、成人同好会の場合を除き法に定めるリーダー、教師のサラリーの3分の2を助成する。（但しコペンハーゲンでは9分の4）

第五章 管理（第4章 省略）

- ① 各自治体に青年委員会を設ける。その構成はつぎのとおり。
 - 1 自治体議会の互選による 2 名
 - 2 自治体連合教育委員会の選出する教師 1 名
 - 3 その地方の青年連合の指名する 2 名
 - 4 夜学校が数校である時はさらに議会の指名する 2 ~ 4 名を加える。
- ② すべての自治体で、青年学校委員会を設置する。その構成は次のとおり。
 - 1 青年委員会の長
 - 2 青年委員会から互選された 2 名
 - 3 雇用者組織、労組から 2 名
- ③ 自治体議会は、一切の青年学校活動に関し、青年学校委員会から意見を聞く。また同委員会は、自治体に対し、青年学校整備につき指図をおこなう。
- ④ 自治体議会は、一切の青少年余暇活動、成人余暇活動に関し、青年委員会から意見を聞く。また同委員会は、活動しようとする住民の意欲を支持し、便宜を与える責務をもつ。また自治体に指図する。
- ⑤ カウンティに、カウンティ青年委員会をつくる。ここには助言者（助手）を置き、そのサラリーの 50% は国が補助する。
- ⑥ 文部省に青年学校評議会、余暇評議会、成人余暇教育評議会をおく。

第六章 国民大学運動

- ① 大学に付帯し、大学の課程・講義によって知見を広める運動に参加し、教育を受ける者は無償とする（ただし、入会金は払う）。
- ② 国は、講師、教育主任のサラリーを負担する（以下、通信制学校、航海従事者向け教育の章等は省略）。

さて、さきにのべた P・ヒルメンストラップ氏は、同法の基本的原則として次のようにのべている。新法では、地方自治体の役割が大きくなっているが、

あくまで、私的団体が優先権（プライオリティ）をもっており、ただ、地方により、私的な指導（イニシアティブ）のない場合だけ、行政当局が行動しうる。コースの運営において私的団体が優先権をもつだけでなく、教師養成においても同様である。新法はまた（国や地方自治体が）教育的・文化的責任をもつという基本原則を保持しており、議論の余地はない。そこで、教育は本来無料であるということが受け入れられている。